

第56回千歳市環境審議会議事録

令和8年8月31日

第56回千歳市環境審議会

日 時：令和8年8月31日（月）14時30分～16時20分

場 所：千歳市役所 第2庁舎2階 会議室3・4

出席委員：長谷川誠会長、浅井雅樹委員、前田浩志委員、多田僚委員、
武田祐介委員、角谷日花里委員、仲村共美委員、
伊藤宏之委員、伊藤博委員、松澤直紀委員
（計10名）

欠席委員：小笠原豊委員、宇山昌一郎委員、鈴木美里委員、
西野祐介委員、豊澤瞳委員（計5名）

事務局：古島市民環境部長、倉重市民環境部環境推進室長、
佐藤主幹（新工業団地開発担当）、
浦ゼロカーボン推進課長、藤村環境課長、
佐々木主査（計画担当）、中條ゼロカーボン推進課総務係長、
日下ゼロカーボン推進課ゼロカーボン推進係長、
高木環境課環境保全係長、榎本環境課自然環境係長、
阿部主任、藤田主事

次 第

1 委嘱状交付

2 開会

3 市長あいさつ

4 議事録署名委員の指名

5 報告事項

報告第1号 千歳美々ワールド周辺環境影響調査について

資料1－1 Rapidus 株式会社の操業に係る PFAS 調査方針

資料1－2 千歳川における PFAS 調査地点地図

報告第2号 新工業団地（柏台地区）の環境調査について

資 料 2 （仮称）柏台地区工業団地開発事業における環境調査結果について

報告第3号 自然共生サイトの登録申請について

資 料 3 自然共生サイトの登録申請について

6 審議事項

審議第1号 「千歳市太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン」素案について

資料4－1 千歳市太陽光発電設備の設置等に関するガイドラインの策定について

資料4－2 千歳市太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン（概要）

資料4－3 千歳市太陽光発電設備の設置等に関するガイドラインフロー

資料4－4 千歳市太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン素案の概要

資料4－5 千歳市太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン（素案）

資料4－6 別表1・2

資料4－7 様式第1号～第12号

7 その他

8 閉会

第 56 回千歳市環境審議会議事録

1. 委嘱状交付

横田市長から、委員 1 名へ委嘱状の交付。

2. 開会

千歳市環境審議会規則第 3 条第 1 項に基づく本会議の成立宣言を行った。

委員 15 名中 10 名の出席、過半数以上の出席があるため本会議が成立する旨の報告。

3. 市長あいさつ

横田市長からの挨拶。

4. 議事録署名委員の指名

議事進行に従い、長谷川会長が議事録署名委員に多田僚委員と伊藤宏之委員の 2 名を指名した。

5. 報告事項

【報告第1号】「千歳美々ワールド周辺環境影響調査について」

「報告第1号」について事務局が資料に基づき説明した。

【報告第1号 質疑応答】

(委 員)

Rapidus(株)から排出される水は下水管を通して浄化センターに入るという認識でよいか。

(事務局)

その通りである。

(委 員)

Rapidus(株)の影響を受けない地点①と、Rapidus(株)から浄化センターを経由し排水される地点②、この2つの地点を調査しているということか。

(事務局)

その通りである。

(委 員)

上流と下流の2つの地点を調査することで、例えば上流では問題がないが、下流で問題が発生した時に、その途中に原因があると把握できるということか。

(事務局)

その通りである。

(会 長)

他に質疑はあるか。

(会 長)

ないようなので、以上で、報告第1号については、報告済みとする。

【報告第2号】「新工業団地（柏台地区）の環境調査について」

「報告第2号」について事務局が資料に基づき説明した。

【報告第2号 質疑応答】

（委員）

PFASについて指針値を超過したと報告があったが、超過した原因は何なのか。PFASは自然界にはない物質のため、不法投棄等により混入したのではないか。

（事務局）

市は、祝梅川は飲用を含む利水者がいないこと、環境基準点の新祝梅橋での調査で数値は指針値未満であり下流に影響がないこと、水質汚濁防止法に基づく特定施設がないことや現地踏査によって不法投棄等の異状がないことを確認している。また、これらの状況を踏まえ、北海道に相談をしたところ、原因調査は行わないという回答であった。そのため、市ができることとして、市民そして下流域の安心安全を守るため、モニタリングを継続していく。

（委員）

BODの数値が悪化していることから、工業団地の開発によって水質が悪化していると考えるが、今後、調査をして悪い数値が出た時に、開発に制限がかかるものなのか。

（事務局）

BODやD0の数値の悪化について、これらは降雨によるものである。また、今回の調査は、開発前の現状を把握し、現状より悪化させないことが目的である。

（委員）

祝梅川の源頭部とはどこを指すのか。

（事務局）

祝梅川の源頭部は、日の出大通りである。

（委員）

指針値を超過した地点は令和8年10月に調査し、新祝梅橋は令和8年8月、10月、12月、令和9年2月の計4回の調査を行い、継続的に状況をみていくということでしょうか。

（事務局）

その通りである。また、10月には指針値超過地点と新祝梅橋の2つの地点で調査があるが、これは2つの地点での関連性をみるため同じ時期に調査するものである。

（委員）

指針値超過地点から新祝梅橋の2つの地点では距離があるため、指針超過地点の前後で調査の回数を増やすのはどうか。

（事務局）

調査の結果をみて、検討していく。

また、環境省の「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き」では、指針超過地点について採取した日から1年後に1回、調査するとある。これに基づき、指針超過地点で10月に1回の調査をするものである。また、新祝梅橋での4回の調査については、もともと新祝梅橋は環境基準点として年6回の水質調査をしており、この6回の水質調査にPFOS、PFOA、PFHxSの3項目を追加した調査を4回、行うものである。

(委 員)

市外への影響は、長都大橋の調査で確認していくということでよいか。

(事務局)

長都大橋の調査地点は、千歳市の最下流部の調査地点であるため、この地点での結果をみながら、市外への影響がないことを確認する。

(委 員)

景観への影響として、建物の外壁の色など、制限はあるのか。また、建物の高さによっては鳥類への影響があるのではないか。

(事務局)

外壁の色については、奇抜な色にならないようお願いしたいと考えている。また、立地企業が決まっていなかったためどのような建物が建設されるか不明であることから、資料のフォトモンタージュは高さ30メートルの建物を想定し作成しているが、本工業団地は、航空法に基づく規制区域（制限表面）になっているため、建物の高さは規制以内の高さになる。建物高さによる鳥類への影響については確認する。

(委 員)

今回の調査は、現状を把握することが目的とあったが、今後、継続的に動植物の調査をしていく計画はあるのか。

(事務局)

植物については来年度もモニタリングを行い、鳥類についても、工事の着手前に再度確認する。

(会 長)

他に質疑はあるか。

(会 長)

ないので、以上で、報告第2号については、報告済みとする。

【報告第3号】 「自然共生サイトの登録申請について」

「報告第3号」について事務局が資料に基づき説明した。

【報告第3号 質疑応答】

(委 員)

内別川源頭部について、第1種自然環境保全地区にも指定されており、国有林がみられる。森林管理署としては、国有林において生物多様性の保全に向けて協力していく立場である。一方、内別川の上流域には人工林もあり、今後、森林整備等を行う地域である。内別川源頭部を自然共生サイトに申請する際は、早めに森林管理署まで相談をいただければと思う。

(事務局)

承知した。

(委 員)

今年度、内別川源頭部ではなく美々川源流部を先に登録する意味は何か。

(事務局)

内別川周辺は、千歳市自然環境保全条例に基づく第1種自然環境保全地区に指定されている。一方、美々川は、ラムサール条約に登録されているウトナイ湖に注がれる貴重な川であるが、内別川周辺のような保全地区には指定されていない状況である。そのため、まずは美々川を自然共生サイトに登録し、環境保全のアピールをしていく考えである。

(会 長)

他に質疑はあるか。

(会 長)

ないようなので、以上で、報告第3号については、報告済みとする。

6. 審議事項

【審議第1号】

「千歳市太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン」素案について」

「審議第1号」について事務局が資料に基づき説明した。

【審議第1号 質疑応答】

(委員)

出力10kW以上が対象であるが、出力10kWとはどのくらいの面積が必要になるのか。

(事務局)

太陽光パネルの性能等にもよるが、出力10kWで40～50㎡くらいの面積になる。

(委員)

条例ではなくガイドラインのため、ガイドラインに示した手続きを事業者を守ってもらうという認識でよいのか。

(事務局)

条例を制定する自治体も増えてきているが、まずは、事業者の本ガイドラインを遵守してもらい手続きを進めてもらうことになる。

(委員)

事業者が倒産した場合、積立金はどうなるのか。事業者が倒産した場合、太陽光パネルがほったらかしになってしまうのではないのか。

(事務局)

太陽光パネルのリサイクルについては、現在、国において処理計画の義務が検討されている。事業者の倒産に関する問題は、本ガイドラインでは止められない問題であるが、情報を収集していく。

(委員)

営農型太陽光発電も対象になるのか。

(事務局)

営農型太陽光発電は、太陽光パネルの下で農業を行う形態である。営農型太陽光発電は主に農業用の自己消費を想定しており、本ガイドラインの対象外と考えている。ただし、実際には下部の農地で農業が行われていない等のケースがあり、このような課題に対して現在、国が検討会議を行う等の対応をしている状況である。市としては状況を注視し、検討をしていく。

(委員)

市内にある既存の太陽光の把握はしているのか。

(事務局)

既存のものは把握していない。FIT制度を利用している事業は国が把握をしてい

るが、非FITの事業は国も把握していないことが課題である。そのため、本ガイドラインを策定することで、非FITの事業についても本ガイドラインに則り申請のあったものについては把握していく。

(委 員)

事業者は日本の事業者だけではなく外国も含まれるのか。また、外国の事業者であっても許可していくのか。

(事務局)

本ガイドラインは、事業者に対して許可を出すものではなく、各関係法令を遵守し、地域からの理解を得ながら進めていくことを重要としている。これは、どこの国の事業者であっても同じことである。

(会 長)

他に質疑はあるか。

(会 長)

ないようなので、以上で、審議第1号については、了承済みとする。

7. その他

8. 閉会

